

工事の積算における設計変更について

1 適用範囲

山梨県県土整備部が発注するすべての工事（営繕工事は除く）に適用する。

2 一般事項

- (1) 変更設計で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。
- (2) 設計変更時における現場管理費の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。
- (3) 請負工事費の変更は、県の作成する積算書をもとにして次式により算出する。

$$\text{工事価格} = \text{変更県積算工事価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の県積算額}}$$

(落札率を乗じた額)

$$\text{請負工事費} = \text{工事価格} \times (1 + \text{消費税率})$$

(落札率を乗じた額)

(注) 直前の請負額、直前の県積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。

3 設計変更における材料単価等の取り扱いについて

- (1) 工事増量の場合は、新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。ただし、現地の取合い等の都合により増量する場合は、旧単価（当初設計時点単価）により積算するものとする。
- (2) 工事減量の場合は、その減量分に対する設計単価により積算するものとする。
- (3) 当初契約工種において、当初契約材料の規格・寸法のみが変更となった場合は旧単価（当初設計時点単価）で積算する。
- (4) 新単価（変更指示時点単価）とした場合は、材料単価、労務単価、機械損料及び歩掛の全てを新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。

附 則

この取り扱いは、平成29年4月1日以降の変更協議より適用する。